

○議長（吉田敏郎）

日程第5 議案第31号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、軽自動車税の環境性能割及び種別割の特例を設ける等の改正をしたいので、開成町税条例の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第31号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月21日提出、開成町長、府川裕一。

今回の税条例の改正でございますが、提案理由にもありますように、平成31年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたところでございます。

この地方税法の改正によりまして、町税条例の一部を改正する必要が生じたので今回、御提案させていただくものでございます。

今回の一部改正につきましては、主に軽自動車税の関係でございます。

軽自動車税につきましては、消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に、自家用の乗用車を購入する場合、環境性能割の税率1%分を軽減するものでございます。

ただし、特例措置により、環境性能割の税率が当分の間、3%から2%になっている自家用乗用車については、減免措置の対象外とするものでございます。

また、新規登録されている軽自動車で燃費性能等、一定の基準を満たす軽自動車につきましては、取得した日の属する年度の翌年度に限り、軽自動車税の種別割が軽減されるグリーン化特例を、令和3年度までの2年間延長するものでございます。

それでは1ページをめくりください。条例案を朗読します。

開成町条例第 号 開成町税条例の一部を改正する条例。

開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

こちらでは基本的に改正後の欄を中心に御説明したいと思います。

附則でございます。耐震基準適合住宅に対する固定資産の減額の適用を受けようと

する者がすべき申告について規定する。第 1 2 項。

耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告について規定する。第 1 3 項。

固定資産税の課税標準の特例について規定する。第 1 4 項については、地方税法の一部改正に伴う項ずれを改正するものでございます。

次に、環境性能割の税率の特例について規定する、第 2 2 項でございます。地方税法の改正により、現在、環境性能割の税率が 2 % となる 3 輪以上の自家用乗用車の軽自動車について、令和元年 1 0 月 1 日から令和 2 年 9 月 3 0 日までに取得した場合に限り、税率を 1 0 0 分の 2 から 1 0 0 分の 1 とすることを新たに定めるものでございます。失礼しました。現在、3 ページになります。

続きまして、同じく 3 ページ環境性能割、種別割の税率の特例について規定する第 2 3 項でございます。地方税法の改正により、軽自動車税の重課の関連で引用条文を改正するものでございます。

続いて、3 ページの下段から 6 ページの上段までになります。

改正前の平成 2 9 年度分の軽自動車税の税率の特例について規定する第 2 3 項から平成 3 0 年度分及び平成 3 1 年度分の軽自動車税の税率の特例について規定する第 2 5 項及び第 2 6 項につきましては、特例期間の経過に伴って削るものでございます。

続きまして 6 ページになります。改正後の第 2 4 項から第 2 6 項でございます。

こちらの規定は、地方税法の改正により新設するものでございます。

内容としましては、軽自動車税の経過の関連で、令和元年度、令和 2 年度にはじめて車両番号の指定を受ける減税対象車を取得する場合に限り、取得した翌年度のみ特例措置が適用となるもので、現行の特例措置の内容はそのままに、適用期限を 2 年間延長することを定めるものでございます。

本条例の附則でございます。7 ページ下段をお願いいたします。

施行施行期日について規定する第 1 項でございます。

施行日を令和元年 1 0 月 1 日とするものでございます。ただし、第 1 4 項第 4 号から第 1 3 号までは、公布の日から施行するものでございます。

次に、軽自動車税に関する経過措置について規定する、第 2 項と第 3 項でございます。

第 2 項では環境性能割について、第 3 項では種別割について、それぞれ本条例の施行に伴い必要となる経過措置について定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑どうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて、討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

討論もないようですので、採決を行います。

議案第31号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(吉田敏郎)

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。